

今後の競争レビューの進め方について

平成28年7月28日



(1)競争レビューの目的

● 自由化後の電力市場の競争状況をきめ細かく把握し、競争的な電力市場を実現していく上で今後必要な方策を検討するためには、競争レビューの実施が必要。

競争レビューを行う背景

電力市場は自由化から間もなく、競争的な市場への移行段階にある

競争レビューの目的

- ①電力システム改革の目的に照らして、自由化された電力市場の**競争の進展状況をきめ細かく把握**する
- ②競争的な市場に実現による電気の使用者の利益の増進に向けた**更なる方策の** 検討に繋げる
- ③今後の市場の方向性について、プレーヤーや需要家に予見可能性を与える

(2) 電力市場の動向の把握・分析について

- 電力取引の監視に必要な情報を把握するため、以下の情報を定期的に収集。
- これを用い、小売市場におけるシェア、料金水準、スイッチング動向などを分析していく。

取得先	定期的に収集する情報	取得周期
小売 電気事業者	販売電力量・販売額・供給需要家数	月次
	小売料金メニューに関する情報	四半期
	経過措置料金(特定小売供給約款)の契約変更の状況	月次
	再生可能エネルギー電気の販売電力量・買取実績	年次
一般送配電事業者	需要家のスイッチングに関する情報	月次
	インバランス発生状況	月次
卸電力取引所	取引会員情報	随時
	インバランス係数(α値情報)	月次
	スポット市場における入札情報、約定情報	日次
	1時間前市場における約定情報	日次
	先渡市場における入札情報、約定情報	日次

(3)競争レビューの範囲

◆ 本年は電気についてレビューを行うが、来年度からガスが全面自由化することを踏まえ、エネルギー市場の競争状況を一体的に俯瞰していくことが必要。

<電力市場の場合> 小売事業者 発電事業者 需要家 卸売 小売 送配電 ネットワーク 競争レビューの範囲 ①小売価格の動向 ②プレーヤー (小売事業者) ③需要家側の動向 の動向 4 卸市場の動向 ⑤ネットワーク利用環境の動向

(4)競争レビューの主な項目

● 小売電力市場の競争評価のためには、市場シェアなど直接的な評価指標に加え、卸市場でネットワークの利用環境など、競争を規定する構造的な要素も評価することが必要。

1. 小売価格の動向

①料金単価の実績値・推移、②規制料金と自由料金の比較

等

2. プレーヤー(小売事業者)の動向

- ①参入小売事業者数・規模
- ②エリア別の各社シェア(上位数社シェア等)・HHI

等

3. 需要家側の状況

- ①スイッチング動向(小売事業者間、規制料金↔自由料金)、②自由化の認知度・需要家満足度、
- ③スマートメーターの普及状況

等

4. 卸市場の動向

①卸電力取引所における取引状況(流動性・価格推移)

等

5. ネットワーク利用環境の動向

①ネットワーク利用の公平性

等

(参考) 欧州における競争レビュー

- EUレベルのエネルギー規制機関であるACERは、毎年、電力・ガス市場についてMarket Monitoring Reportを作成・公表している。
 - **XACER**: Agency for the Cooperation of Energy Regulators

ACERの市場監視レポートの主な内容

①小売価格

- 価格動向
- -税・託送料金などの価格無し
- 既存事業者の標準メニューの価格動向
- メニューの多様性(燃調有無、Dual-fuel, Green offer等)

②市場構造と競争の状況

- 事業者の数
- 市場集中度(上位3社シェア、HHI指数等)
- -参入と退出の状況
- 事業者ごとの料金水準のばらつき
- スイッチング率
- -マークアップ率(利益/原価)
- 卸市場価格と小売価格の関係
- 消費者の満足度
- 複合指標による競争状況の評価

③効率的な市場を妨げている要素

- 規制料金の適用状況、水準
- 解約違約金などの状況

4消費者の保護

- 不払いによる供給停止の状況
- 社会的弱者(貧困層等)に対する供給比率
- 価格を変える場合の事前通知に必要な日数
- 請求書に掲載された情報の充実度
- スマートメーターの普及率
- スイッチングに必要な日数
- -苦情件数

⑤卸売市場とネットワークアクセス

- 国境を越えた取引の状況
- 卸電力価格の状況
- 連系線利用に関する効率性
- 先渡市場の流動性

等

(参考) 電気通信分野における競争レビュー

総務省は、電気通信事業分野における競争状況評価のため、3年度毎に策定する「基本方針」、毎年度策定する「実施細目」に基づき、「競争状況の評価(競争レビュー)」
を2003年度から2014年度まで実施(※)。

※更に、総務省では、2016年度から、過去の競争レビューの基本的な構造(基本方針、実施細目、 年次評価の三階構造等)を踏襲しつつ、新しい枠組みで競争レビューを実施。

「電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針」

- ①競争評価の基本的な考え方、②事業者や需要家からの情報の収集方法
- ③市場画定(市場画定の手順、需要の代替性・スイッチングコスト等)
- ④競争状況の分析と評価(分析手順、判断要素(定量的指標・定性的要因)、市場支配力の評価)

「電気通信事業分野の競争状況の評価に関する実施細目」

- ①戦略的評価対象の設定(固定系超高速ブロードバンドの事業者間連携サービスの影響、移動系通信の新たな料金施策の影響)
- ②市場画定(新たなカテゴリー(固定系超高速ブロードバンド市場)の追加)
- ③情報収集の方法、実施スケジュール等

「電気通信事業分野における競争状況の評価」

- ①供給側データの分析(市場規模、シェア・市場集中度、NTTドコモ・NTT東西の市場支配力の分析、企業グループ単位の分析)
- ②需要側データの分析(料金水準(含む国際比較)、サービス水準(通信速度等)、サービス変更コスト)
- ③評価に当たっての勘案要素(他レイヤー(コンテンツ・固定電話等)の競争へのレバレッジ、参入が進んでいないエリアの状況)

(5) 今後の進め方

- ①数年間にわたり効力を有する「基本方針」、②各年度の評価対象を定める「実施細目」を先に議論し、競争状況の分析における評価軸・評価基準を予め定めた上で、年内を目処に第1回の競争レビューを実施。
- 制度設計専門会合において分析・評価について議論。

基本方針

- 背景、目的、基本スタンス、分析・評価の方針など、競争評価の全体像を提示。
- 数年間にわたって効力を有し、これに従って各年度の競争評価を実施。

実施細目

- ・競争評価を実施するに当たり、分析・評価内容の概要を示すため、各年度ごとに策定。
- ・分析・評価を行う対象サービス(領域)、分析・評価の視点、収集する情報等を規定(※)。

※毎年度の状況に応じて基本方針に修正を加えるもの。

2016年 2017年

6月 7月 8月 9月

基本方針・実施細目の検討

競争レビューの検討